「沖縄県公立学校教員等育成指標」改訂の概要

1. 「はじめに」等(※説明文の一部を追加修正)

(1)「学び続ける教員像」の確立

①「沖縄県公立学校教員等育成指標」策定の趣旨を確認

全ての教員は、児童生徒の人格の完成を目指し、その資質の向上を促すという非常に重要な職責を担う高度な専門職であること。教員の資質能力の向上を図るため、平成28年11月に教育公務員特例法の一部が改正され、公立学校の校長及び教員の任命権者に対し、校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標の策定が義務づけられたこと。

②「令和の日本型学校教育」の視点を踏まえ「学び続ける教員像」の確立

教員一人一人が学校の抱える多様な課題に対応し、「令和の日本型学校教育」を実現する新たな教員の学びの姿として、教員自らが、子供たちの道しるべとなるべく、常に学び続け、その資質の向上を図り続ける存在でなければならない。・・・(中略)・・・・引き続き、「学び続ける教員像」の確立が求められていること。

③教員等の資質能力について、目標を共有すること

本県の全ての教育関係者が、教員等の資質能力について目標を共有すること。

2. 指標改訂の趣旨(※説明として新たに挿入)

(1)今般改訂の趣旨と令和4年8月の文科省「指針改正」を踏まえたこと

令和4年5月18日に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」(令和4年法律第40号。)が公布され、同改正法第22条の2に基づき、令和4年8月31日に「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正」(令和4年文部科学省告示第115号)が告示されたこと。

(2)教師に求められる資質能力の再整理

教師に共通的に求められる資質能力が、①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICTや情報・教育データの利活用の5つの柱で再整理されたこと。

3. 沖縄県教員に求める5つの力(育成指標の改訂)

(1)令和4年8月の文科省の「指針改正」を踏まえて、新たな育成指標「人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解」を加えたこと。

新たな育成指標を設け、「人権を尊重する教育の推進」と「特別な配慮や支援を必要とする 児童生徒等への対応」の2項目とし、合わせて1つの育成指標としたこと。 上記の育成指標が、「授業実践力」及び「生徒指導力」の基礎となる指標であることを明示した

上記の育成指標が、「授業実践力」及び「生徒指導力」の基礎となる指標であることを明示したこと。

(2)「校長及び副校長・教頭」の指標一部を改訂

「校長及び副校長・教頭」の指標「経営基盤力」に、「人権尊重の理念」と「特別支援教育」の 視点を盛り込み、学校経営目標等に位置づけることを記載したこと。

4. 文科省指針改正(資質能力の再整理)と本県育成指標の関係図(※別紙で挿入)

文科省の指針改正(資質能力の再整理)で示された5つの柱と沖縄県公立学校教員等育成指標における各育成指標との関係性を図として示したこと。

特に、新たな育成指標として、「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応」に「人権を尊重する教育の推進」を合わせて1つの育成指標としたこと、「多様な児童生徒の理解」が「授業実践力」及び「生徒指導力」の実践を個別最適に行う基礎となる指標であることを示したこと。

参照:文部科学省HP

「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」 https://www.mext.go.jp/content/20220901-mxt_kyoikujinzai01-000023812_1.pdf